埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第 改正する 埼 玉 県 税 条 例 (昭和二十 五. 年埼玉 県条例第三十 八 号) \mathcal{O} _ 部 を \mathcal{O} よう

定する 各号」 る。 を改 外の 者が に、 の三第二項及び第三十 口 第三十 行うも 正 ŧ 及び 旧 する に \mathcal{O} 改 _ \mathcal{O} 一般ガスみな 等の うち、 め、 条 貿易保険業」 のを除く。 十二条の 第 法 同 律 項第二号 項 同条第十項に -+ 第 (平成二十七年法律第四十七号) 一条の 以 しガス _ を 下 兀 中 . の \mathcal{O} 中 並 小 兀 七 「ガス供給業 節に び 売事業者(同項 及 第二項に 規定するガ 第 K 关 び 第三号」 貿易保 項各号」 お 11 お て | 険業」 同じ。 ** \ ス製造事業者及び電気 を を て を 0) 「第七 「導管ガ)」を「 に 義務を負う者に 「ガ カュ 改 6 十二条 め、 附 ス 供 第 四号 ス供給業」 則第二十二条第一項に 給業 同項に次 (第四号、 の二十 ま で \mathcal{O} 限る。 事業法 うち ح \mathcal{O} 兀 に いう。 一号を \mathcal{O} 改 第三十一条 に、 \smile 等 七 \emptyset 以 0 外 加 規 え \mathcal{O} 項

改める 第三十 兀 法第五 業を する ガ ス ガ 除 ガ 項 ス _ 十四条 条第三項 給業」 第 供 ス製造事 兀 給業 第三十 号 لح \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 業を 中 11 供 二に規定する う う。 給 ち、 「第三十 一条の三第二項及び第三十 区域内 V ガ . う。 $\overline{}$ ス事業法第二条第十項に規定するガ $\overline{}$ に 一条 収 入割 を行 特 お \mathcal{O} 別 一般ガ 兀 額、 う者 てガス製造事業 第 に 五. 付 加価値 限る。 項 ス導管事 \sqsubseteq を 割 条 「第三十 額及 業者 の四第四 が (同法第二条第九 行うも び資本 に係る _ 項 条 \mathcal{O} ス製造事業者(同 割 \mathcal{O} に 同法第三十 (導管ガ 兀 額 お 第 \mathcal{O} V 合 六 て 項 算額 項」 ス供 特定 に 給 条 定

第三十 条の 第三十一 一条 六第 の 二 条の 第二 項 項 四第五項」 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 反 表第三十 び第三十 に改 _ め、 条 -- 条 \mathcal{O} 兀 同 \mathcal{O} 第四 表第三十 兀 第四 項の 項 (第三号 項 条の 中 「第三十 \mathcal{O} 兀 第 項 を 兀 項第 次 __ \mathcal{O} よう 一号 \mathcal{O} 兀 及 第 改 び 兀

		1
	第二号	第三十一条の四第五項
		特別法人以外の法人
に掲げる法人で受託法人	三十一条第一項第一号イ	特別法人以外の法人(第

第三十一条の六第一項 掲げる法人 掲げる法人で固
あるもの

ス 業 + に _ 限 条 る。 \mathcal{O} 三 第 次 条 第 項 中 項 に ガ お ス 供 11 給 7 同 業 U \mathcal{O} 下 に を 加 (導 え る 管 ガ ス 供 給 業 及 び 特 定 ガ

第 号 法 項 給業」 ず 金 \mathcal{O} 五項と ح ک 第三十 中 人 額 る 表 を除 を 同 \mathcal{O} 「そ を 表 合 上 L 計 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 条第四 導 下 他 に 条 た . 掲げ 管 欄 同 \mathcal{O} 条第三項 を ガ に 兀 項 掲 を 第 を ス る _ 加 中 供 げ 金 特 _ (給業) 得た」 別 え、 る率 額 項 \neg \mathcal{O} \mathcal{O} 法 中 \mathcal{O} 次 同 ŧ 人 区 「第 以 分に に 項 \mathcal{O} に に を 改 「各事 次 外 中 _ 改 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 8 8 ょ 項 下に に ŋ _ 項 改 号 同 同 業 各 を 事業年 | 号 年 を \emptyset 条 を \neg 度 加 削 中 第 */*\ (第三十一 える 同号を 第 \mathcal{O} 0 り、 五. 所得に 六 表 項」 度 項を を 第二号を第一号と \mathcal{O} 削 12 同 所 条第一 り、 第 得 百 改 項第二号と 七 を区 分 \emptyset 項とし、 同 \mathcal{O} 項 第 条 _ 分 同 第二項 項 に、 L 一号 第 Ļ 第 当 _ 1 五. 中 該 同 計 項 同 12 項 X 「ガ 11 を 項 掲 を 算 分 第 げ ス 同 に た 供 応 次 る

- 4 特定 ガ ス 供 給 業 に 対 す る 事 業税 \mathcal{O} 額 は 次 に 掲 げ る 金 額 \mathcal{O} 合 計 額 す
- 事 業 年 度 \mathcal{O} 収 入 金 額 に 百 分 \mathcal{O} \bigcirc 兀 八 を 乗じ て 得 た 金 額
- 各事 業 年 度 \mathcal{O} 付 加 価 値 額 に 百 分 \mathcal{O} \bigcirc • 七 七 を乗 U て得 た 金 額
- 各 事 業 年 度 \mathcal{O} 資 本金等 \mathcal{O} 額 に 百 分の \bigcirc • 三一を 乗じ て得 た金 額

同 第 項第三 四号に 第三十 号 掲 一条 口 げる \mathcal{O} 事業 六 に 改 第 8 を _ る。 行う 項 中 法 \neg 人 同 項 を 第三号イ 加 え、 に掲 資 げ 本 割 る 法 又 人 は 同 号 \mathcal{O} 口 下 \sqsubseteq に を _ 若 \neg 資 本 < 割 は 又 同 項 は

七 十三条 第三十二 \mathcal{O} 条 +の 二 の 兀 第 + 項 中 カュ 第 5 第十四 七十三条 項 ま \mathcal{O} で」 + 兀 第十 に 改 \emptyset _ る 項 カン 6 第十 項 ま で を

改 8 附則 則 第 第 八 条中 条 \mathcal{O} 同 中 条 第四 令 和 項第二号」 兀 年三月三十 を _ 同 --- 条第五 日 \sqsubseteq を 項 第 令 和 _ 号 六年三月三十 に 改 \emptyset る __ 日 に

有 する 埼 玉 例 則 県 第二 t \mathcal{O} 税 _ 0) とさ 条 + 改 例 Ŧī. 条第 正 れ 等 た \mathcal{O} 同 条例 部 項 中 を 附 改 則 正 第 す 第 九 る条例 __ 条 項 第 第六 五 附 項 号 則 に 第 を . 掲げ 六 項 第 \mathcal{O} る 九 規 規 条 定に 第 定 七 に ょ ょ 項 る n 改 な に 正 お 改 前 そ 8 \mathcal{O} る \mathcal{O} 埼 効 力 玉 県 を

第二条 附 第 六 埼 項 玉 \mathcal{O} 県 規 税 定に 条 例 ょ 等 り \mathcal{O} な _ おそ 部 を \mathcal{O} 改 効 正 力を有す す る 条 例 るも $\overline{}$ 令 和 \mathcal{O} とされ 二年 埼 た同 玉 県 条 条 例 例 第三十 附 則第 _ 兀 項第

Ŧī. 号 げ る規 定に る 改 正 \mathcal{O} 玉県 、税条例 \mathcal{O} を次 \mathcal{O} ように 改正

各号」 定する 外 の を に、 者が行う を 11 の三第二項及び第三十 口 改正 第三十 中 て 五. ŧ 「特定 号の 及 旧 す に \mathcal{O} び貿易保険業」 t る 改 \mathcal{O} 般ガスみ 等の 十二条 卸 三に規定する特定卸供給事業 0) う \otimes 供給事 を除 ち、 改 第 法 \Diamond 同 水の二十 律 項 項 同 業_ 条第十 〈第二号 な 第 (平成二十 発 _ 以 を 条 لح ガ 電事業等」 下 兀 並 項に V \mathcal{O} 中 中 ス \mathcal{O} う。 小 四第二項に \mathcal{O} 七 \neg 及 \mathcal{U} 第六 節 七 ガ 売事業者 規定するガス製造事業者及 に貿易 $\overline{}$ 年 に ス び第三号 供給業 \sqsubseteq لح 法律 項各号」 お を加え、 11 11 保 う。 お て (同項 第 (第三十 険業」 同じ 四十 1 を T を 同 _ 七号) \mathcal{O} 「第七 「導管ガ に 改 項に $\overline{}$ 「ガ 義務を負う者に カ \mathcal{O} 条の \sqsubseteq 下 5 め 十二条 ス供 次 を 附 第 に \mathcal{O} 四第二項及び第三項に ス 兀 「 及 び 則第二十二条第 \neg 同項第三号中 (供給業) に給業の 一号を (第四 び電気事業法等 号 の 二 十 ま 同 で 加える。 限る。 号、 法第二条第 うち」に という。 兀 に 第三十 改 \mathcal{O} $\overline{}$ 七 \Diamond 項 以 第 \mathcal{O} 及 に 外 七 _ 同 Ű 項 条 以 規 項 お

改める 第三十 業を除 第二項 する 法第五 ガ ス ガ ス供 ガ 第 + 条第三項 給 ス製造事業を い給業の 業」 · 四 条 匹 第三十 号 لح \mathcal{O} \mathcal{O} うち、 中 V 供給 二に規定する特別 う。 一条 「第三十一条 区域内 いう。 ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同 の三第二項及び第三十 $\overline{}$ に 収 を行 入割 お \mathcal{O} V 兀 う者 一般 額、 てガス製造事業 第 に限る。 ガス導管事業者に係る 五. 付 項」 加 価値割 一条 を 「第三十 0 が 額 (同法第二条第九項に 行 及 兀 第四 うも び資本割 _ 条 項 \mathcal{O} \mathcal{O} に 同法第三十 (導管ガ 四第六 額 お V \mathcal{O} 合 て 項」 算 ス供 特 規 八条 定 に 定

める。 第三十 第三十 第三十 条の 条 六 \mathcal{O} 第 第二 条 項 \mathcal{O} 四第五 項 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 及 表 第三 項 び 第三十 +に 改 8 条 _ 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 兀 表 兀 第 公第三十 兀 第 兀 項 項 \mathcal{O} 第三号 項 条 中 \mathcal{O} 第三 \mathcal{O} 兀 第 項 +を 兀 次 項 第 条 \mathcal{O} ょ \mathcal{O} 号 う 兀 に 及 第 改 び 兀

あるもの		
掲げる法人で固有法人で	掲げる法人	第三十一条の六第一項
であるものを含む。)		
に掲げる法人で受託法人		
三十一条第一項第一号イ		第二号
特別法人以外の法人(第	特別法人以外の法人	第三十一条の四第五項

ス 供 給 $\overline{+}$ 業 に 限 条 る。 \mathcal{O} 三 第二 次 条 第 項 中 __ 項 に ガ お ス 供 11 給業 て 同 \mathcal{O} 下 $\overline{}$ を 加 (導 え る。 管 ガ ス 供 給業 及 び 特 定 ガ

電 ず 定 を ガ 金 \mathcal{O} 三項 加 兀 卸 ス 事 額 る 第三 别 え 項 業 を 同 \mathcal{O} 等」を \mathcal{O} 給 合 法 中 表 事業」 業 次 司 \mathcal{O} 人 項 \mathcal{O} 以 下 中第 Ł た 掲げ 次 外 に 欄 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 に に \mathcal{O} 兀 一号 改 め、 を 掲 に 発 る _ \mathcal{O} 改 電 げ 項 金 \Diamond 下に を削 同 項 を \otimes 得 額 事 る 条第三 業等 た 率 加 同条中第六 \mathcal{O} 中 「 (第三十 同号 り、 え 区 及 分に に を 第二号 を 項 び 改 兀 各 中 特 同 8 ょ 項 項第二号 項 事業 定 ŋ 条第 を を 及 卸 各 同 第 第 び 供 号 年 事 発 給 度 七 $\overline{}$ __ ハ 号 項 項と 電 事 \mathcal{O} 年 کے \mathcal{O} 五. 第 業」に 表を 所得 事 と 度 し、 業等 L __ \mathcal{O} 号 に 削 所 同 第五 同 \sqsubseteq 百 項 ŋ 改 イ 項第三 を に 分 を区 を 8 「ガス · 掲 げ 項を \mathcal{O} 同 同 \neg 条 _ 条 分 同 第二項 号 第六 供 第 る 発電事業等 項 [給業] 法 Ŧī. 中 項と 項 人 「そ を除 と 中 を \mathcal{O} 計 区 <_ 。 及 他 及 算 分 中 導 び 同 Ţ 同 発 た

- 特定 ガ ス 供 給 業に 対 す る 事 業税 \mathcal{O} 額 は 次 12 掲 げ る 金 額 \mathcal{O} 合 計 す
- 事 業 年度 \mathcal{O} 収 入 金 額 に 百 分 \mathcal{O} \bigcirc 兀 八 を 乗じ て 得 た 金 額
- 事 業 年 度 \mathcal{O} 付 加 価 値 額 に 百 分 \mathcal{O} \bigcirc • 七 七 を乗 じ て得 た 金 額
- 事 業 年 度 \mathcal{O} 資 本金 等 \mathcal{O} 額 に 百 分 \mathcal{O} \bigcirc 三二を 乗 ľ て 得 た 金 額

同 項第三 兀 号に +号 掲 ___ 条 げ 口 る \mathcal{O} 事業を に 六 改 第 \otimes _ 行う 項中 る。 法 人 同 項 を 加 第三号イ え、 に 「資本 掲 げ 割 る 法 又 は 人 同 \mathcal{O} 号 口 下 _ に を _ 若 「 資 本 割 は 同 又 項 は

則 第 八 条 中 同 条 第四 項第二号」 を 同 条 第 五. 項 第 号 に 改 8

附則

(施行期日)

1 \mathcal{O} 条 例 は 令 和 兀 年 兀 月 日 カュ 6 施 行 す る

(法人の事業税に関する経過措置)

- 2 は る $\sum_{}$ \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 事業 例 規 T は 定 \mathcal{O} 施 税 に 行 な に ょ お 0 る \mathcal{O} 改 従 11 日 前 正 て 以 適用 後 \mathcal{O} 下 例 \mathcal{O} に 埼 施施 玉 施 行 県 行 税 日 _ 条 日 例 前 と 11 \mathcal{O} 規定 開 う 0 始 $\overline{}$ 中 L た 以 後 事 人 業 \mathcal{O} 開 年 事 度 始 す 税 に る 関 る 事 法 業 す 年 る 人 度 部 \mathcal{O} 事 に 分
- 改 な 正 おそ 定 日 改 \mathcal{O} 前 は \mathcal{O} \mathcal{O} 定 効 正 力 す 8 玉 県 を る が 始 行 有す 条 例 税 あ 日 条 た 以 る 事 る 後 例 t 業年度に 令 \mathcal{O} に 次 Ł を除 開 \mathcal{O} 和 項に 二年 始 とさ す き、 お れ 埼 係 る 1 第二 る法 事 た 玉県条例 て 業年 同 新 条例 条 人 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 令 附 第三十 事 規 に 和二 業税 則 定 係 る法 第 に 年 に 四号) ょ 改 __ 項 人 0 る 正 \mathcal{O} 第 改 VI 前 T 事 五. 附 正 埼 業税 号 後 は 玉 則 第 に 県 \mathcal{O} 掲 な に 六 埼 税条 お げ 項 0 玉 る規定 県 11 \mathcal{O} 例 規定 税 7 لح 適 条 \mathcal{O} 用 い に 例 ょ ょ n \mathcal{O}

る

前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定 新令和二年改正前埼玉県税条例第三十一条第一項第三号並びに第三十一条の四

4